

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

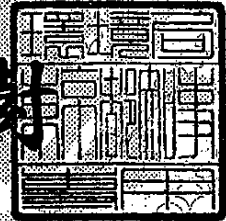
氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩



第14条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

東京都知事

猪瀬 直樹



許可の年月日 平成23年 5月28日

許可の有効年月日 平成30年 5月27日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む)
- (2) 産業廃棄物の種類
 - ① 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)
 - ② 廃酸 (pH 2.0以下のもの)
 - ③ 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの) (以上4種類)
 - ④ 感染性産業廃棄物
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
 - ① 廃酸 (pH 2.0以下のもの) (廃バッテリーに限る)
 - ② 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの) (廃バッテリーに限る) (以上3種類)
 - ③ 感染性産業廃棄物

2 積替え保管施設

住所：足立区入谷七丁目12番12号 積替え保管面積：2,228㎡ 最大保管高さ：2.7m

産業廃棄物の種類	保管量
廃酸 (pH 2.0以下のもの) 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの) (いずれも廃バッテリーに限る)	パレット2枚 1.44m ³
感染性産業廃棄物	ガラス容器294個 5.88m ³
	保管量合計：7.32m ³

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 5月28日 新規許可
 平成23年 5月28日 更新許可 (第2回)
 平成25年 6月7日 変更許可 (種類の追加：廃油)

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

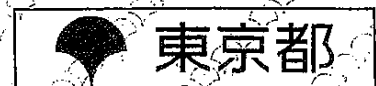
株式会社東京クリアセンター

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

010401



別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・トリクロロエタン	一・二・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン
燃え殻																												
汚泥																												
廃油																												
廃酸																												
廃アルカリ																												
鉍さい																												
ばいじん																												
指定下水汚泥																												

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

010401